

令和4年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
企画推進部（文化交流課）			
<p>委託業務の確認について（契約） 「鳥取世界おもちゃ館の管理運営に関する基本協定書」第21条第4項に規定されている指定管理料の額の確定及び指定管理者への通知が行われていなかった。このことは、前回の定期監査で注意したことであるが、改善が見られない。基本協定に従い適切に事務処理を徹底されたい。</p>	<p>ご指摘いただいた額確定通知については、R4.10.19付通知書を指定管理者へ渡しました。今後は適正な事務を徹底します。</p>	R5.1.19	
市立病院総務課			
<p>契約事務について（契約） 10万円以上30万円未満の医療機器の修繕の随意契約において、予定価格を記載した書面、請書の作成を省略する運用が行われていた。 鳥取市契約規則では、随意契約によるうとするときは予定価格を記載した書面を作成しなければならないと規定され、鳥取市随意契約運用基準で、随意契約理由書を作成した場合は、これをもって「予定価格を記載した書面」の作成に代えることができるとされている。 鳥取市随意契約運用基準では、修繕の予定価格が10万円以上の場合、随意契約理由書を作成すること、また、契約額が10万円以上50万円以下の場合は請書、50万円超の場合は契約書を作成することが規定されている。 事務の執行に際しては、契約規則、随意契約運用基準等に基づき適切に処理されたい。 (鳥取市病院事業会計規程第119条、鳥取市契約規則第22条、随意契約運用基準)</p>	<p>今回の指摘を受けて、まず担当職員に現状の運用が契約規則、随意契約運用基準等と相違があることを認識させ、正式な運用の周知を図りました。さらに、再発防止のために負担行為命令書に関係書類一式を添付する運用を令和4年11月1日起案分より開始し、現状の運用を改めました。</p> <p>改善内容： 随意契約理由書と負担行為何兼命令書をクリップで止めて、規定の運用とおりに令和4年11月1日起案分より実施。</p>	R5.1.19	